

---

## 令和元年第4回南丹市議会12月定例会会議録（第4日）

令和元年12月5日（木曜日）

---

### 議事日程（第4号）

令和元年12月5日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

日程第2 議案第87号から議案第118号まで（質疑、付託）

---

### 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

日程第2 議案第87号 南丹市生涯学習施設条例の制定について（市長提出）

議案第88号 南丹市下水道事業の地方公営企業法適用に伴う関係条例の整理について（市長提出）

議案第89号 南丹市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について（市長提出）

議案第90号 南丹市職員定数条例の一部改正について（市長提出）

議案第91号 南丹市特別職員の給与に関する条例の一部改正について（市長提出）

議案第92号 南丹市職員の給与に関する条例の一部改正について（市長提出）

議案第93号 南丹市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について（市長提出）

議案第94号 南丹市開発事業等の規制に関する条例の一部改正について（市長提出）

議案第95号 南丹市開発行為等の基準及び手続に関する条例等の一部改正について（市長提出）

議案第96号 公の施設の指定管理者の指定について（南丹市川辺地域活性化センター）（市長提出）

議案第97号 公の施設の指定管理者の指定について（南丹市西本梅地域活性化センター）（市長提出）

議案第98号 公の施設の指定管理者の指定について（南丹市新庄地域活性化センター）（市長提出）

議案第99号 公の施設の指定管理者の指定について（南丹市吉富地域活性化センター）（市長提出）

- 議案第100号 公の施設の指定管理者の指定について（南丹市五ヶ荘地域  
活性化センター）（市長提出）
- 議案第101号 公の施設の指定管理者の指定について（南丹市平屋地域活  
性化センター）（市長提出）
- 議案第102号 公の施設の指定管理者の指定について（南丹市大野地域活  
性化センター）（市長提出）
- 議案第103号 公の施設の指定管理者の指定について（南丹市八木デイサ  
ービスセンター）（市長提出）
- 議案第104号 公の施設の指定管理者の指定について（南丹市八木障害者  
支援施設）（市長提出）
- 議案第105号 公の施設の指定管理者の指定について（南丹市日吉障害者  
支援施設）（市長提出）
- 議案第106号 公の施設の指定管理者の指定について（南丹市日吉森林総  
合利用施設、南丹市日吉山の家）（市長提出）
- 議案第107号 公の施設の指定管理者の指定について（南丹市美山都市農  
村交流活性化施設（百日紅））（市長提出）
- 議案第108号 公の施設の指定管理者の指定について（南丹市美山かやぶ  
きの里拠点施設）（市長提出）
- 議案第109号 公の施設の指定管理者の指定について（南丹市美山町自然  
文化村）（市長提出）
- 議案第110号 公の施設の指定管理者の指定について（南丹市美山和泉交  
差点観光交流広場）（市長提出）
- 議案第111号 公の施設の指定管理者の指定について（南丹市美山郷土資  
料館、南丹市美山かやぶき美術館）（市長提出）
- 議案第112号 令和元年度南丹市一般会計補正予算（第3号）  
（市長提出）
- 議案第113号 令和元年度南丹市国民健康保険事業特別会計補正予算（第  
3号）（市長提出）
- 議案第114号 令和元年度南丹市介護保険事業特別会計補正予算（第3  
号）（市長提出）
- 議案第115号 令和元年度南丹市市営バス運行事業特別会計補正予算（第  
2号）（市長提出）
- 議案第116号 令和元年度南丹市下水道事業特別会計補正予算（第2号）  
（市長提出）
- 議案第117号 令和元年度南丹市後期高齢者医療事業特別会計補正予算  
（第3号）

---

**出席議員（21名）**

1番 塩 貝 孝 之	2番 前 田 義 明	3番 而 村 好 高
4番 野 村 健	5番 麻 田 育 良	6番 鞆 岡 誠
7番 木 村 裕	8番 谷 尻 昌 史	9番 谷 尻 宣 雄
10番 木 戸 徳 吉	11番 平 田 聖 治	12番 吉 田 尋 子
13番 平 野 清 久	14番 八 木 信 樹	15番 柿 迫 正 紀
17番 今 面 不 悖	18番 松 尾 武 治	19番 仲 村 学
20番 山 下 秋 則	21番 廣 瀬 孝 人	22番 小 中 昭

---

**欠席議員（なし）**

---

**事務局出席職員職氏名**

事 務 局 長	山 口 浩 之	次 長	市 原 丞
次 長 補 佐	吉 田 惠	係 長	井 尻 久 美

---

**説明のため出席した者の職氏名**

市 長	西 村 良 平	副 市 長	山 内 守
教 育 長	木 村 義 二	市 長 公 室 長	船 越 雅 英
総 務 部 長	堀 江 長	危 機 管 理 監 兼 支 所 担 当 部 長	國 府 博 美
地 域 振 興 部 長	清 水 茂	市 民 部 長	弓 削 雅 裕
福 祉 保 健 部 長	榎 本 尚	農 林 商 工 部 長	國 府 栄 彦
土 木 建 築 部 長	柴 田 建 司	上 下 水 道 部 長	森 雅 克
教 育 次 長	中 川 勇 夫	会 計 管 理 者	森 康 高

---

**午前10時00分開議**

○議長（今面 不悖君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は21名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程に入るに先立って、ご報告いたします。

榊教育参事より欠席の旨、届け出がありましたので、報告いたします。

---

**日程第1 一般質問**

**○議長（今面 不悖君）** これより、日程に入ります。

日程第1「一般質問」を行います。

通告により、順次発言を許します。

まず、10番、木戸徳吉議員の発言を許します。

木戸徳吉議員。

**○議員（10番 木戸 徳吉君）** 皆さん、おはようございます。議席番号10番、公明党の木戸徳吉です。ただいま議長の許可をいただきましたので、通告に従い質問させていただきます。

最初に、小学校跡施設利活用推進事業についてお伺いいたします。

この件に関しましては同僚議員も質問されており、重複することがありますが、よろしくお伺いいたします。

とめることのできない人口減少により、あらゆるところに影響が出てきております。小学校再編もその一つであると思います。生徒、児童が減少し、集落によっては子供の声を聞くことすらなくなりました。生徒数が減少し、今までのように維持していくことには困難になり、本市におきましても、旧町単位で小学校再編が行われ、平成19年、日吉町五ヶ荘小学校が殿田小学校と統合されました。

また、平成27年に園部町が2校に、また、八木町が2校になり、6校がその長い歴史を閉じました。

また、平成28年度には美山町が1校に再編され、4校が同じく歴史を閉じました。これは苦渋の決断であったと思います。

しかし、今までの歴史をなくしてはならないとの地域の人々がその思いで立ち上がり、空いた小学校施設を利用して何とか地域振興につなげたいとの思いから、何回も会合を重ね、積んでは崩し、積んでは崩しを繰り返し、また、あちらこちらの先進事例を見学し、検討を重ね、今の体制ができ上がったと理解しております。携わっていただきました皆様には敬意を表するとともに、今後とも大変にお世話になりますとの思いでいっぱいでございます。

検討会議の中でよくお聞きしたのは、10年という期間でございました。短期間で終わるのではなく、10年は何とか地域で頑張ってくださいよとの説明であったと思います。ですから、検討委員会の皆さんはいろんな意見のある中で、何としてもまず10年間頑張ろうとの思いで取り組んでこられたと思います。

そして、体制が整い、地域活性化センターの名前のもと指定管理を受け、出発いたしました。皆さん、どなたも地域活性化センターの指定管理を受けた時点で10年がスタートしたものとおっしゃられたと思います。

また、美山町におきましては、園部、八木よりも1年統合が遅かったものですから、いわゆる10年の期間の始まりは1年遅れて始まっているとの理解で、私もそのように理解しておりました。

ところが、昨日の市長答弁では、27年から全市が同時スタートであるとの見解が示されました。美山町におきましては、27年度は小学校5校で授業をしており、これがなぜ27年からその10年のスタートなのか、その件に関して市長のご所見をお伺いいたします。

**○議長（今面 不悖君）** 答弁を求めます。

西村市長。

**○市長（西村 良平君）** それでは、お答えいたしたいと思います。

初めに、お断りでございますが、ちょっと風邪が居座っております、途中でせき込んだり、お聞き苦しいところはお許しいただきたいと思います。少し熱がありますので、熱い答弁をさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、南丹市の市立の小学校の再編整備に当たっては、平成25年6月議会で南丹市立小学校設置条例などの一部改正を可決いただき、あわせて附帯決議もいただいたところでございます。附帯決議の趣旨を踏まえて小学校再編を円滑に進めるため、南丹市立小学校再編実施本部を設置いたしまして、検討を進める中で、再編後の小学校施設利活用に関する全体方針を決定いたしました。

この方針の中では、施設の管理運営のあり方は、おおむね10年間は継続することを目途とし、その間に将来的な検証、見直しを行うこととしたところでございます。

その中で、それぞれの地域で利活用の検討の委員会などを立ち上げていただいて、職員も入って、どういう受け皿でどういう活動をしていくのかという話し合いがスタートいたしましたし、地域の主要な団体の皆さんでございませうとか、あるいは有志の皆さん、さらにはそれぞれ市議会の議員の皆さん方も側面的にご指導、また、ご協力をいただいて、一定の受け皿がつくられ、そして利活用の取り組みが始まってきたところでございます。

おおむね10年であるということは、これまでも議会でも答弁をさせていただいてきたところでございます。過去の説明会の話し合いの内容なども改めてチェックもさせていただきながら、再編実施の時期については、園部、八木地域と、美山では1年後になるものの、再編年度にかかわらず、利活用の検討は平成25年度から一斉に開始しております。そのことから、期間の設定を統一して、おおむね10年をもって次のステップへの取り組みを進めたいというふうに考えております。

それぞれの地域では、既にかなり軌道に乗って成果を上げていただいておりますし、将来的に果たして地域の活力を生み出す施設活動の取り組みが継続できるであろうかと、いろいろ心配されておるところもございませうし、かなりの温度差もあるわけでございます。

その中で、おおむね10年で、一旦、全ての地域の活動を再検討する中で、次の管理運営方針、活用方法についても考えていきたいと。まずは地域の皆さん方で指定管理制度を生かしながら活用いただき、それがなかなか軌道に乗らない場合は、別の手だても

考えていく必要があると思いますので、一つの区切りであるというふうにご理解いただきたいというふうに思います。

また、かなり自主的、自発的に活動を盛り上げていただいておりますところについては、次のステップでは、その団体を中心にしてさらに引き継いでいただく、あるいは、既に答弁もさせていただいておりますが、一部利用をしてうまくやっていきたいというようなどころもございますし、外部から法人の参画をいただいて、活動拠点にさせていただくような、混合的な、混合型のような取り組みも、地元地域活動と福祉法人などの法人の活動拠点として混合して施設を活用していきたいという、そういう地域もありますし、おおむね10年の時期が到来するまでから、将来的な見通しについては地域の皆さん方とも話し合いを進めながら、それぞれ一番よい方法というのを、次のステップというのを考えていきたいと思いますので、どうぞご理解いただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

**○議長（今面 不悖君）** 答弁が終わりました。

木戸議員。

**○議員（10番 木戸 徳吉君）** 10年の期間がいつから始まるかということにつきましては、今、市長答弁ありましたように、それで終わるわけではございませんので、各地域でその取り組みに対して温度差があるということも私は理解しておりますので、10年、もっとまた15年という形で、その地域うまくまとまってやっていこうとすることができるわけでございますので、10年にこだわるわけではございませんけれども、個人的に活性化センターを受けてからの10年ということをおもっておりましたので、そういう形で今後もそれが続けられるので、それだけ10年にはこだわるわけではございませんけれども、ちょっとやっぱり理解できなかったので、所見をお伺いいたしました。

また、2点目には、地域活性化センターの今後の指定管理の方向として、今までは補助金が出されておったわけでございますけれども、補助金がなくなって、なおかつ、利用料の収入金を、その一定額を収入として算定して、そして指定管理料を決めるということで、逆に言えば、頑張れば頑張るほど収入はふえるわけです。それを収入とみなして指定管理料を抑えるという。逆に言えば、何ぼ頑張っても、引かれてしまうのであれば、やりがいがないと。こんだけ努力しとるのに、指定管理料が減るということでは、もうしなくても普通でいいのかなという、各関係者の意欲をそぐという、そういう側面があるのではないかと思います。

関係者は説明を受けて、憤りを覚えるという方もお聞きいたしました。やはり、10年間頑張ってくださいと。それではこれだけの指定管理料をお支払いしますということをして、また関係者もそういう形で理解されて、一生懸命頑張ってやっておられるわけでございますので、そこら辺はやっぱりその努力を酌んでいただいて、今までどおり

の料金設定がされること、それが一つの地域振興の支援になるのではないかと、このように思います。

それがなくなるということは、やっぱり地域支援の全面的な協力ではなしに、努力を少しそぐような支援になるのではないかと思いますので、何とかその努力に報いるような体制を構築されることを求めたいと思います。

この件に関して、市長の所見をお伺いいたします。

**○議長（今面 不悖君）** 答弁を求めます。

西村市長。

**○市長（西村 良平君）** お答えさせていただきます。

それぞれの施設の地域活性化センターの運営については、指定管理制度を導入して、利用料金制度の採用によりまして、施設の利用料は全額を指定管理者の収入として管理運営に充てることできるというふうに考えた指定管理の仕組みでございまして、指定管理者は市から支払う指定管理料と利用料金を収入として施設の管理運営を行うこととなっております。

スタート時点では、特に大切にいたしましたのは、いろんな団体等にご利用いただくこととあわせて、一定の事業を進めていただくことが、これからの指定管理施設を盛り上げていく、また、人々が集まる場所として活気づく、そういう取り組みにつながるというふうに考えまして、一定の活動事業費をその中に盛り込んできております。

それから、当然要ります光熱水費、修繕料、あるいは消防設備などの保守点検が必要でございまして、そういった委託料は当然として算定いたしまして、さらに最低限の人件費でございまして、施設にどなたかおっていただいて管理をしていただく、あるいは貸し出しや掃除をしていただいたりと、その人件費を積んでおるところでございまして、その中で、特に施設の利用料の扱いについては二つに分けております。

一つは、施設の利用料というのは、最低限、この程度の利用を図っていただきたいという、そういう想定利用料を算定しております。それ以上に利用が多くて、あるいはテナントが入っていただいて収入が確保できた場合には、指定管理者が自由に使えるお金としておりますので、努力が報われるシステムを一応つくっておるのが今の状況でございます。

ただし、昨日もお答えさせていただきましたように、将来的にはおおむね10年たったときにどうしていくのかというときに、一つは自立、自活して地域で活用いただく。もう一つは別の利用の仕方、例えば一旦市に戻していただいて、市が新たな民間業者などへの貸し出しなども行っていくような、そういう仕組み、そういうものを考えていく。そうなりますと、やはり一定の時期に料金の見直しなども行いながら、それを最終的には縮減していきたいということで、指定管理の切りかえのときに算定のし直しをさせていただきます。当初の算定よりも少し絞りながら指定管理料をお支払いしていくという、そういう仕組みをとっておるところでございまして、いずれにいたしましても、

もうかった分だけ差し引くという考え方はございませんので、ご理解いただきたいというふうに思います。

実際にこの間の運用状況の中で、かなり収益を上げているところなどは、自発的に渡り廊下の屋根をアルミ製のに取りかえていただく、そんな事業をみずから行っていただいたり、有効に利益といたしますか、お金が浮いた部分を上手に活用いただいたり、地域のイベントなどに還元されておるところもございますし、また、今日まで余りにも指定管理料が足らなかったので、大赤字になったという、そういうお話も聞いておりませんし、これからも地域の皆さんの意欲をそがない程度に取り組みは進めていかなければならないと考えておりますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

**○議長（今面 不倅君）** 答弁が終わりました。

木戸議員。

**○議員（10番 木戸 徳吉君）** 地域活性化センターもいろいろなタイプがありまして、収益を上げているところもありますし、それに達してないところもありますので、地域で頑張って収益を上げたところについては、ある程度のそういうことがあってもいいんですけども、その過程に上げることに對して地域の方が頑張っていたので、できるだけ意欲をそがないような料金体制をとっていただくことが一番必要ではないかと思えます。頑張ってやったのに何やという、そういうことが起きないような体制と、関係者との話し合いを十分していただいて、関係者の理解を得てから実行していただくことを求めておきたいと思えます。

それでは、次の質問に移ります。

次に、災害防止についてお尋ねいたします。

自然災害、ことしは九州及び関東において多くの災害が発生いたしました。地球温暖化によって、予想をはるかに超えた豪雨による堤防の決壊、大規模な浸水被害、市民生活は麻痺をしてしまいました。一級河川の氾濫や倒木による停電が各地に発生し、特に停電は長期間にわたり、広範囲で発生いたしました。

私たちの地域もいつ災害に襲われるかもしれません。水害、土砂災害、倒木と、数えれば切りはございません。これから冬になり、雪害によって倒木、そして電線等の切断による停電が起こり、また、電話回線が使えなくなるなど、市民生活に大きな影響を与えます。

特に電気はあらゆるものの根幹であり、市民生活、経済活動がとまることによって成り立たなくなります。電源確保は平時においても、また、緊急時においても喫緊の課題であり、電源確保のために私は29年12月議会においても、この件について提案いたしました。

提案の内容といたしまして、道路沿線ないし電話線、ケーブル切断防止のために、20メートルか30メートルの間隔で樹木を伐採し、倒木被害を最小限に抑えるべきと考えます。もとより、その土地は私人が持つておられますので、その地権者の了解のもと



に作業は行わなくてはなりません。

また、その作業には多額の費用を要すると思いますけれども、その財源として京都府の森林環境税の活用や、国で創設されました森林環境譲与税がうまく活用できないか検討してみる価値はあると思います。

この件につきまして、市長のご所見をお伺いいたします。

**○議長（今面 不悖君）** 答弁を求めます。

西村市長。

**○市長（西村 良平君）** お答えさせていただきます。

議員のご発言のとおり、台風のみならず、雪害などで倒木が道路や電線等に倒れるということで、特に電線の切断で長期間にわたって大変厳しい生活を強いられたという、そういう経験もございます。

そういったことから、非常に倒木の課題については、解決していかなければならない大きな問題だというふうにもまず認識をしておるところでございますが、原則的には土地所有者の方、または、樹木を管理されている方が適切に管理いただくというのが本来の姿でございます。しかし、それでは問題は解決いたしません。

一方、道路法第44条によりますと、道路管理者は、道路の交通に影響を及ぼすべき危険を防止するため、道路に接続する区域を条例で定める基準に従い、沿道区域として指定することができることになっておりますが、道路の機能を確保するためには、市として道路自体を保全することはもちろんのこと、パトロールの強化を図り、隣接する民地所有者の適切な管理をお願いして回るということがまず第一段としては必要なことであろうと、これもこのように認識しておるところでございます。

昨年にもご答弁を申し上げましたが、京都府との協議を行っております。これは府道の沿線が特にでございますが、電線が幹線が走っておるということで、山間部では府道の占めるウェートも高うございますので、そういった直接的な解決策が見出せないか京都府と協議をしておりますが、よい答えは返ってきておりません。

しかしながら、関係するのは電力会社であったり、あるいは電話会社であったり、個人の地権者であり、道路管理者である京都府、場合によっては、市道ですと市でございます。そういったところが力を合わせて問題を解決するための横断的な、市役所の中でも道路担当課だけじゃなくて、先ほども財源の話で森林環境譲与税の活用も含めてお話をいただいておりますが、市内でもこれは放置できない課題であるということで、プロジェクト的なものをつくりながら、また、京都府にもしっかり話し合いも申し入れながら、市としては最善の努力を傾けていきたいというふうに思います。

しかし、今すぐ解決できる手だてはございませんが、一つのモデル的な、負担の問題も含めてスキーム、あるいは関係者の了解をとる一つのルール、そういうものが何とか見出せないか、つくっていけないか検討してまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

**○議長（今面 不悖君）** 答弁が終わりました。

木戸議員。

**○議員（10番 木戸 徳吉君）** 急に言うてできるわけではございませんので、検討していただきたいと思います。

私も過去に京都府の土木事務所の方にお話ししました。こんだけ道路付近の木がこけて、電線、また道をふさいだりすると。そのことについてどうなんかとお尋ねすると、その担当者も、私も同じ意見やと。そのことは京都府の森林の関係している者に伝えているのやけれども、なかなか腰が重いという、そんなお話をされておりました。

道路の維持管理については、毎日、頑張っていたいておるわけでございますけれども、それをもう一段階上げて、未然に防ぐというところまでは対策ができていないと、そういう感じをお受けいたしました。

そこら辺を、今、新しい検討チームを立ち上げるということ、市長、答弁いただきましたので、しっかり検討していただいて、どこもやっておられませんので、南丹市として先進的にそういう取り組みをしていただいて、各地にそれが波及するような体制を構築していただきたいと思います。

さきの千葉の停電に関して、私の友人がそういう関連の下請をやっておられまして、お話をお聞きしますと、2週間、協力のあれで伐採作業に行っていたということで、何かあったときは、そういう協定があるみたいで、電力会社同士で行っておられていうことで、大変な作業やったと言っておられました。全国から集まって、よそよりは遅かったわけですけど、電線、電気のそういうあれが回復できたということで、そういうことがこれからたびたび起こるといことは想像できますので、できるだけ早く一つでもそういう要素を取り除くような検討をしていただくことを求めておきたいと思います。この件について何か再度ありましたら、市長、お願いします。

**○議長（今面 不悖君）** 答弁を求めます。

西村市長。

**○市長（西村 良平君）** 恐らく長期間、特に厳しい冬などに雪害で電気が来ないという状態になったその大変さというのは、経験いただいた皆さんのほか、なかなか理解できないことでございます。想像をするわけですが、大変な状態であろうというふうに思いますし、そういった暮らしを守っていく社会インフラ、道路ももちろんでございますし、電気についてもそうでございます。また、水についてもそうでございます。

気候変動の中で大きな災害が常態化する中で、国土強靱化で予防していくという、そういう考え方も大いに大切なことでございますし、先般の国土強靱化計画の中で、恐らくそこまで踏み込んで計画を立てるといのがなかなかしにくいのは事実であろうというふうに思いますが、一定の大きなお金も予算化される可能性が高いというふうにも思いますし、できましたら、南丹市モデルのようなものがつくっていったらなど、そういう思いで検討してまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

**○議長（今面 不悖君）** 答弁が終わりました。

木戸議員。

**○議員（10番 木戸 徳吉君）** しっかりと検討していただいて、いい結果が出ることをよろしく願いいたします。

今、高齢化がどんどん進んでおりますので、高齢者の家においては、一番心配されるのは火なんです。ストーブとかそんなものを炊いての火災、そういう心配をされるので、オール電化にされたとか大変多く聞きます。息子さんとか娘さんが遠くに離れておって、日々の両親の生活を心配されて、オール電化にされて、電気が来ているときにはいいんですけれども、それが一旦とまると、何も無いという状況になりますので、できるだけそういうことがないように取り組んでいただきたい。そういうこともこれからますますふえてきますので、頑張ってやっていただきたいと思います。

それでは、次の質問に入ります。

最後に、他市ナンバープレートの廃車事務手続についてお伺いいたします。

本市には大学生や専門学校の学生がたくさんおられます。移動手段の一つとして、自分の住んでいたところから持ってきたバイクに乗って通学等をされております。また、そのバイクが故障いたしますと、当然、市内の販売店で新しいバイクを購入されることになります。その中で、購入されたときにナンバープレートの更新等について大変苦慮されるということをお聞きいたしました。

以前、旧町の日吉町におきましては、役場のご協力のもと、業者が廃車手続をされて、即日、新しいナンバープレートが交付されておりました。合併後、南丹市はそういう事務作業をされなくなったとお聞きしております。

そうなりますと、自分でプレートを出身地に送り、返ってくるまで二、三日待つということになります。購入された方につきましては、ほかに移動手段がありませんので、できれば買ってすぐに乗りたいというのは当然のことと思うわけでございます。わずかな期間であっても、乗っていて何か事故があったときに、補償が受けられないということがありますので、この事務の取り扱いを何とか本市でもすることが学生のまち南丹市、たくさんおられますので、一つでもそういうことで学生に対しての優しいまちづくりになるのではないかと思います。

事務的にはちょっと煩雑になって大変な事務になるとお聞きいたしておりますけれども、この件につきまして、市長のご所見をお伺いいたします。

**○議長（今面 不悖君）** 答弁を求めます。

西村市長。

**○市長（西村 良平君）** 以前にもご質問も承っておりますのでございます。平成29年第4回定例会でもご質問いただいております。他市町村のナンバープレートをつけた原動機付自転車の廃車みの申告は本市では受け付けていないところでございますが、

これは、理由といたしましては、当該車両が本市に登録がある車両ではないので、法令上の権限が本市にない上、受け付け内容に誤りがあった場合、他市町村、もとの他のまちの課税事務に悪影響を及ぼすおそれがあるということでございます。

多くの市町村では郵送等の方法によって廃車手続を可能とされていることから、このような相談があった場合には、廃車申告の作成補助や手続についての説明を行っておるところでございますが、もう少し詳細については、担当部長のほうからお答えさせていただきたいと思っております。

**○議長（今面 不倅君）** 堀江部長。

**○総務部長（堀江 長君）** 加えて答弁をさせていただきます。

南丹市に転入等により引き続きその原動機付自転車を使用する場合には、新たに南丹市のナンバーを交付する場合は、本市に課税権が移動するということから、もとについております他市町村のナンバーを回収し、その回収したものを当該市町村へ送るという形の課税物件の移動通知を送付するという事務がございますので、これをもって廃車手続をしておるところでございます。これであればできるんですけども、廃車のみは取り扱ってないということです。

南丹市の市税条例では、転入よりまして南丹市に原動機付自転車を持つ所有者となった方は、転入の日から15日以内に申告書を提出しなければならないというふうに条例で定めております。この手続に従っていただいて、南丹市のナンバーを取得していただければ、その後、廃車、故障になった場合、買いかえの場合も南丹市で処理ができますので、基本的にはそういう処理をお願いしたいというふうに考えております。

なお、原動機付自転車等の登録に関しましては、市内に住民票がなくても、使用の本拠地が確認できれば登録可能としておりますので、住民票を移動しない場合でもできますので、そういうことで南丹市内にお住まいになった場合には、まずはナンバーの変更をしていただくという手続をしていただきましたら、その後の廃車等についてはスムーズに進むものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

**○議長（今面 不倅君）** 答弁が終わりました。

木戸議員。

**○議員（10番 木戸 徳吉君）** なぜこの質問をさせていただいたかといいますと、29年12月にさせていただきました、そのときは前政権、佐々木市長でございましたので、今、市長がやられた答弁でございました。そういうことを決定するのは、やっぱり市長がされるのかなと思って、新しい市長になりましたので、質問させていただきました。

この件について、おっしゃられたように、やっておられる市町村と、していない市町村がありまして、京都の中におきましても、やっているところもありますし、していないところもある。近くで言えば、京丹波町ではそういうことをされておりますし、これ

は2年前にいただいた資料ですので、それから変わっているかわかりませんが、この書類では4カ所ほどやっております。

そのうち舞鶴市におきましては、平成28年まではしてなかったけれども、今年度から事務の見直しということで、29年からしたということで、この資料に書いてあります。

やっているところとやっていないところがある。そういうことをされる業者さんが、同じ市町村の中でやっているところとやってないところがあると。だからできんことはないという理解があるわけです。そこら辺のことをどのように考えておられるか。今、担当部長が説明されたように、それが正論でございますけれども、その中で、なおかつ、利用者の利便性を図ってやっておられる市町村もありますので、そういうことも加味していただいて、最後になりますけど、これに対しての市長の見解をお伺いいたします。

**○議長（今面 不悖君）** 答弁を求めます。

西村市長。

**○市長（西村 良平君）** 京都府下の市町村の手続の状況でございますが、今、おっしゃっていただきましたように、廃車のみ、あるいは転入による廃車で、本人が継続利用する場合、譲渡によって廃止する場合、これは名義の変更でございます。それぞれかなりばらつきがあるのは事実でございます。

そういった中で、本市で、現状では、先ほどから申し上げましたように、手続的には可能な方法もあるということで示させていただいたところでございますが、もう少し他市町村の状況も調査しながら、今後の方向というのを考えていきたいと思っておりますので、現状では一つのルールを、今、つくっておりますので、検討課題に上げさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

検討した結果、またどうなるかということは、よく考えていきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

**○議長（今面 不悖君）** 答弁が終わりました。

木戸議員。

**○議員（10番 木戸 徳吉君）** いい検討結果が出ることを求めまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

**○議長（今面 不悖君）** 以上で、木戸徳吉議員の一般質問を終わります。

次に、20番、山下秋則議員の発言を許します。

山下議員。

**○議員（20番 山下 秋則君）** 議席番号20番、みらいねっと南丹の山下秋則でございます。議長の許可をいただきましたので、これより一般質問をさせていただきます。

最初に、お断りを申し上げておきます。まず最初に女性の館、その次に飼い犬の適正な管理、最後に特区等の順番でさせていただきたいと思っております。なお、全部でいきたい

と思うんですが、もし時間でいけなかったときには、ご準備いただきました職員の皆様に申しわけございませんが、よろしく願いいたします。

それでは、まず最初の園部女性の館の現状及び今後についてを質問させていただきたいと思います。

園部女性の館は、人生80年時代の中で、女性が生き生きと学び輝ける場、女性のネットワークを広げる学習の場として、旧園部町が平成5年に設置した施設で、そのときの財団法人園部国際学園都市センター、現在は公益社団法人南丹市情報センターになっておりますが、その管理のもとに活用されてきました。

そして、合併によって南丹市に引き継がれ、同財団の指定管理施設となりましたが、その後、同施設については指定管理対象施設としては管理運営しないということが同財団のほうで決定され、これを受けて、平成20年4月からは市直営、現在は人権政策課で管理運営されているところであります。

市直営への変更に際して、前市長は、市が目指している男女共同参画社会実現のための拠点施設とするためと議会で答弁をされてきました。

まず初めに、この園部女性の館の運営、利用の現状、そして今後について市長のお考えをお聞きしたいと思います。

**○議長（今面 不悖君）** 答弁を求めます。

西村市長。

**○市長（西村 良平君）** それでは、山下議員のご質問にお答えさせていただきたいと思います。

今、お話いただきましたように、南丹市女性の館は平成5年5月から開設しており、本年度、26年目を迎えておるところでございます。

まず、ご質問の利用の状況でございますけれども、昨年度は施設利用者数は延べ2,571人、内訳として、講座にご参加いただいた皆さん方が350人、それからいろんなサークル活動にご参加いただいてご利用いただいた方が1,815人、それ以外の方が406人と。それから、サークルの数は大変多うございまして、18団体を数えているところでございます。

講座の開設につきましては、女性の館運営委員会に委託しており、今年度は11月現在で11もの講座を開設いただいております。

施設の管理については、臨時の職員2名により行っており、常に良好な状態に管理をいただいております、サークル活動や講座受講者等に利用いただき、女性の多様な能力を開発していく社会的条件づくりの場、情報交流の場というふうになっております。

しかしながら、当初、先ほどもお話しいただきましたように、男女共同参画の拠点の施設であるというその目的以上に、やはり多様な皆さん方の交流の場であり、また、創作活動をしていく場として大変高い能力を発揮いただいておりますとともに、場所が園部公園の一角にあるということで、周辺に訪れる皆さん方にとっても、大変興味のある

すぐれた建築でございますし、いろんな活用の仕方をこれから考えていく必要があるのではないかと。あるいは、男女共同参画といいますと、男女ですので男性も入っておるわけですが、後ほどご質問いただきますが、女性の館というよりも、地域の中の文化的な環境の中での潤い、あるいは創作活動を進めるすぐれた活動の場というふうに現状としての理解をしており、今後、役割についても見直していく必要があろうというふうに思っているところでございます。

まずは1問目の回答とさせていただきます。

**○議長（今面 不倅君）** 答弁が終わりました。

山下議員。

**○議員（20番 山下 秋則君）** ありがとうございます。非常に活発な活動を展開されてきておるということで、市長のほうからも実績もございましたし、それらを踏まえて、今後の役割についても、見直しについて一部研究をいただいたところでございます。

少しこれからにつきまして議論を深めていきたいと思っております。

それで、2番目の質問でございますが、ダブることもございますが、女性の館は、市長もおっしゃったように、運営委員会を中心に展開されておりまして、さをり織りや女性の着物リフォームなど、さまざまな講座を企画運営されてまして、多くの方々が参加されてきておりますし、そしてその講座の中からサークルが誕生し、そして今はサークルの活動拠点ともなっております。

合併後もそれを引き継がれておりまして、運営委員会を中心に講座の企画運営を担われて、活発に活動されてきておりますし、先ほども2,500人というほどの利用者があるということで、これは園部だけじゃなしに、南丹市全域の女性の方、そして南丹市の近隣の市町からもご参加をいただいているという状況でございます。

また、創作された作品は、私もこの間、文化祭を見せていただきましたが、イベント等で展示をされまして、大変すばらしいものを見せていただいたところでございますが、また、サークルからは独立されて、いわゆる起業されておるという方もございます。

このような状況を見てみますと、市長もちょっと述べられましたように、男女共同参画の拠点というよりは、ちょっと趣が違うんじゃないかなど。男女共同参画の拠点となれば、やはり男女共同参画施策に対しての情報発信であったり、学習であったり、女性に関する相談、こういう機能が必要と考えておりますが、今の現状からすれば、私はちょっとそこはそぐわないなというふうに考えております。

また、社会教育の生涯学習面というよりも、女性の方の幅広い交流の中でさまざまな創作活動をされているということを考えれば、少しカルチャーセンター的な感じもすると同時に、起業につながるような可能性を支援していくような機能も持っているというふうに思っております。

そこで、この女性の館を市の政策の中でどのように位置づけ、活用しようと考えてい

るのか、先ほど少しコメントがありましたが、もう少し踏み込んだご答弁がありましたらお願いしたいと思います。

**○議長（今面 不悖君）** 答弁を求めます。

西村市長。

**○市長（西村 良平君）** ことしは京都の国際会議場で ICOM（国際博物館会議）というものが開催されまして、南丹市にも文化博物館という大変すぐれた施設もございまして、非常に名誉なことですが、その中の一つのセクションの皆さん方が見学をしていただいたと。この文化的な南丹市、かやぶきの里の美術館も見ていただきましたし、かやぶきの現地にも足を運んでいただき、そして園部の文化的な環境、そして博物館も見学いただいたと。

南丹市として何を来ていただいた方に少しお土産を持って帰っていただこうかなと。パンフレットだけでは、これはもう一つ、それも英語版もしっかりつくれておりませんので、そこで女性の館の皆さん方にご相談させていただいて、きょうは持ってきておりませんが、小さな財布とか、小物入れとか、そういうものを相当の数でございましたがご準備いただき、それをプレゼントにいたしましたら、大変興味を示していただき、年配の女性の方なども参加しておられましたが、きゃあきゃあいうてはったということ、すばらしいなというふうに思いました。それだけやっぱり非常に高い技術と、それから美的なセンス、そういうものをお持ちの皆さん方が頑張っておられるんだということが、改めて外国の人の喜びの声から理解できたわけでございます。

南丹市といたしましては、これだけのたくさんの方が参画いただいて、いろいろなものをつくっていただいたり、交流を広めていただいておりますのは非常にもったいないなということで、もう少し飛躍した位置づけをしていけないかというふうに考えております。

それは、一つはそういう手づくりの日本のよさ、リフォームファッションショーも行われておりますし、和服の生地を使って、リフォームによって非常に着やすい、大体はおるものでございますけども、そういうものをつくっていただいたり、さをり織りをお世話になったり、小物をつくっていただいたりということは、これは一つの文化的な産業とまでは言いませんが、一つの価値を生み出す生産活動だというふうに思っております。

それから、初めにも申し上げましたが、園部公園の中では、非常に少し奥まったところの昔のお城の雰囲気漂わせる、園部の場合は天守閣がある立派なお城というよりも、最後にはでございますが、五つのやぐらを配して、主には行政的な館でございますとか、あるいは接待のための館でございますとか、そういうものがある歴史的にも非常に特徴のあるお城でございます。廃城になった後も、それぞれ小料理屋さんでございますとか、さまざまな施設があった、そんな往年の姿をほうふつさせるそういう雰囲気がございます。

そういった中で、公園の中での憩いの場としても活用していきたい。例えば少しお茶



が飲めるサロンのような扱い方もできたらなというふうにも思いますし、そのあたりはこれから名称の変更のご質問もいただくわけですが、位置づけや役割などもかなり見直していくことによって、現在活躍いただいております女性の皆さん方がもっと伸び伸びと活動ができ、そしてその輪が広がり、男性も参画いただけるような、そんな文化施設に、あるいは観光施設に変えていけないか検討を行っておるところでございます。

以上でございます。

**○議長（今面 不悖君）** 答弁が終わりました。

山下議員。

**○議員（20番 山下 秋則君）** 文化、観光的な施設として機能が高められないかを考えていきたいというお話でございました。

それでは、次のその辺に関係するところでございますが、施設の名称変更の考えはに移らせていただきたいと思います。

園部女性の館を運営されております運営委員会の方々から、先般、その施設の名称を変更してほしいという要望書が出されております。開設以来、講座やサークルの会員の皆さんの多くの努力で、数多くの作品が開発、制作され、来館者やイベントなどでの販売を通じて、生きがいやさらなる創作活動につながってきております。

そのことで、利用者は、先ほど申しましたように、合併後、園部町だけでなく、南丹市全域に広がり、近隣市町からもたくさんの方々がご利用いただき、交流されているところでございます。

しかしながら、園部女性の館は、今、人権政策の中に位置づけられているところから、作品の展示、販売については力を入れることがちょっと難しい現実もございます。

また、園部女性の館には、書道、生け花、布、山野草、さをり織り、フラワーアレンジメント、クレイアートなど、さまざまなたくさんのサークルがございまして、すばらしい技能を持った方々がたくさんいらっしゃいます。先ほど市長が述べられたところでございます。

また、これらの方々の協力を得て、私、一つ提案でございますが、南丹市にも外国の方々がたくさん旅行に足を運ばれておりますが、日本文化の体験ツアーなども園部の女性の館で展開し、お茶を楽しんでいただいたり、着物を着ていただくという体験も楽しんでいただくなどのような、日本文化観光の施設として考えていくことも考えられるのではないかなというふうに考えております。

そう考えた場合、園部女性の館の名称は少し変えていただいて、地域振興の施設、あるいは文化観光振興としてのふさわしい名称に変えていくべきではないかなというふうに思っております。

市長も先ほど述べられておりましたが、この質問に対しての再度のお答えをお願いいたします。

**○議長（今面 不悖君）** 答弁を求めます。

西村市長。

**○市長（西村 良平君）** 本年の7月に運営委員の皆様方から名称の変更の要望を受けさせていただきました。そのときのご返事としては、いろんな可能性がある施設でございますので、歴史的な重みも感じるような名称を考えていければと。例えば、以前、園部公園内にございました六花亭というようなものがございましたが、そんな名称はどうかということで調べましたら、北海道のチョコレートの会社がそんな名前でございますし、ちょっと二番せんじだなど。既に園部の国際交流会館にも六花亭という部屋がございますし、さあどうしようかということ、そのあたりもなかなか運営委員の皆さんともじっくり、その後、相談できないままに今日に至っておるところでございますが、目的と合わせて位置づけを検討を進めていく必要があるというふうにも、先ほど来、お答えさせていただいておりますように思っております。

それから、運営の主体についても、直営がいいのか、あるいは委託をするのがいいのか、そのことも整理しなければなりませんし、また、現在、運営委員会を中心に活躍いただいております皆さん、幅広く声も既に確認はいただいております、いろんなお声を集約された要望であると思いますが、そのあたりも確かめた上で、できるだけ早いうちに役割並びに名称変更の提案をしていけたらというふうに思っております。

少し要望をいただいてから時間がたっておりますことをお許しいただき、これからもう少しスピードを上げて検討させていただきますので、ご了解をいただきますようお願いいたします。

きょうも傍聴に来ていただいておりますが、本当に役員の方々の日々のご奮闘には敬意と感謝を申し上げます。ありがとうございます。

**○議長（今面 不悖君）** 答弁が終わりました。

山下議員。

**○議員（20番 山下 秋則君）** ありがとうございます。力強い前向きのご答弁、ありがとうございます。

ここでまとめでございますが、ことしは園部範立藩400年ということで、記念行事が数多く実施されております。園部女性の館があります園部公園も開設120年に当たるところでございます。この開設されたのは、京都・園部間の鉄道が開設された時期でございまして、その鉄道開設による行楽地として観光や地域振興の面での目玉として開設されたというところでございます。この園部公園の再整備も必要ですし、その中での園部女性の館の施設の活用も位置づけを考えられるのではないのでしょうか。

現在、生身天満宮には大型観光バスでのツアーが頻繁に來られておりますし、お隣の文化博物館にも月に1回程度は団体のお客様が來られている状況でございます。來られた観光客の方々が園部公園をめぐり、さまざまな文化体験やくつろげる場として、園部女性の館の施設が活用できることを期待して、この質問を終わります。

次に、飼い犬の適正な管理について質問させていただきます。

犬を飼っておられる方が、近年、ふえてきておると感じております。その中、毎日、犬の散歩は必要なことですが、私の住む地区、あるいは周辺地区では、道路や歩道、公園などに犬のふんの放置が、大変残念なことでありますが、後を絶たない状況でございます。特に、小学校児童の通学路のふんの放置が目立ち、私、毎朝、子供の見守りをしている中では、子供たちは大変登下校に困っている状況でございます。

このふんの処理を含め、飼い犬の管理に関することについて、市に寄せられている苦情などの状況について担当部長にお尋ねいたします。

**○議長（今面 不悖君）** 答弁を求めます。

弓削市民部長。

**○市民部長（弓削 雅裕君）** 山下議員のご質問にお答えいたします。

市に寄せられている苦情等の状況でございますが、過去3年と本年度の状況についてご報告いたします。

平成28年度ですけれども、飼い犬の管理に関する苦情、あるいは事故等の報告につきまして1件、うちふん害に関するものはゼロでございます。それから29年度が相談等が2件、この年もふん害等に関するものはゼロ件でございます。そして、平成30年度が市に寄せられた件数が2件ございまして、犬のふんに関する相談が1件と、飼い犬の咬傷に関する事故の報告が1件でございます。それから本年度、本日までの状況でございますけれども、犬のふんに関する相談が1件、それからえさを十分に与えていないという理由での虐待による相談が1件となっております。

以上でございます。

**○議長（今面 不悖君）** 答弁が終わりました。

山下議員。

**○議員（20番 山下 秋則君）** ありがとうございます。犬のふんの害について市役所に苦情等が寄せられていることはほとんどないというような状況をお聞きしております。

なかなか現実には、毎朝、見ている中ではありますし、地域によるところもあろうと思いますし、そこまで市に言わなくても、区の区長さんあたりに問題を指摘されているのが多い状況かなというふうには理解しております。

そこで、2番目の質問ですが、私の区では、区の広報紙などを通じてふんの放置はやめましょうということで、放置の防止と飼い主のマナーの啓発などにたびたび取り組まれているところでございますが、なお道路や公園、他人の家などの前に放置されたふんの苦情は絶えないところでございます。こういった苦情があったとき、市はどのように対応されているのか、担当部長にお尋ねいたします。

**○議長（今面 不悖君）** 答弁を求めます。

弓削部長。

**○市民部長（弓削 雅裕君）** お答えいたします。

苦情等に対する市の対応状況でございますが、犬の飼い主が特定できます場合は、動物の飼養に係る指導権限を有しております京都府南丹保健所とともに飼い方の指導等を行っているところでございます。

また、飼い主が特定できない場合は、周辺箇所へのマナー看板の設置や、区長様の協力を得て、区民の方々へのチラシ配布による啓発などを実施しておるところでございます。

以上でございます。

**○議長（今面 不倅君）** 答弁が終わりました。

山下議員。

**○議員（20番 山下 秋則君）** ありがとうございます。

それで、3番目なのですが、飼い主が道路や公園、他人の家の前などに犬のふんを放置すること、これは法令上どのような問題がありますか、部長にお尋ねいたします。

**○議長（今面 不倅君）** 弓削部長。

**○市民部長（弓削 雅裕君）** お答えいたします。

犬のふんの放置に関する法令上の問題でございますが、法律の規定といたしましては、軽犯罪法で、公共の利益に反してみだりにごみ、鳥獣の死体、その他の汚物または廃物を捨てたものは、拘留または科料に処するとの規定があるところでございます。

また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律におきましても、何人もみだりに廃棄物を捨ててはならず、違反して廃棄物を捨てたものは5年以下の懲役、もしくは1,000万円以下の罰金に処し、またはこれを併科するという規定があるところでございます。

しかしながら、一度や二度のふんの不始末でこれらの規定が適用されるということは現実的には考えにくいと言われておりまして、何度も注意されて犬のふんを始末せず、近隣の人に常に迷惑をかけているなどの悪質性が高い場合に、逮捕、立件される可能性があるというのが専門家の意見かというふうに思います。

それから、京都府におきましては、動物の飼養管理と愛護に関する条例を制定しておりまして、犬の所有者等は道路、公園、広場、その他の公共の施設を飼い犬のふん便等により汚さないようにしなければならないという所有者等の遵守事項の一つとして定めておるところでございます。

また、本市におきましても、美しいまちづくり条例におきまして、犬、猫、その他の愛がん動物の飼育者は、人に危害を加え、または迷惑を及ぼすことのないように飼育しなければならないと規定しております。

本市におきましては、これらの規定に基づきまして、ふんを放置した飼い主が特定できる場合には、先ほど申しましたとおり、保健所とともに飼い方の指導を行っているところでございます。

**○議長（今面 不倅君）** 答弁が終わりました。

山下議員。

**○議員（20番 山下 秋則君）** ありがとうございます。廃棄物処理法では廃棄物ということで、一応法令上は5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金、併科という形で決められております。

この南丹市の条例につきましては、罰則等は今現在ないわけですが、こういったことが一応法令上あるということ、なかなか立件までいくことは難しいとは思いますが、広報においては、そういうことをしっかりと出していくということで、抑止力を少しでも高めていく必要があるというふうに私は考えております。

そこで、次の質問にも係りますが、最後の4番目なんですけど、この犬のふんの放置そのものを条例で規制している自治体は少ない状況でございますが、何点か紹介いたしますと、亀岡市さんでは亀岡市環境美化条例というのがございまして、放置を禁止し、違反行為には指導、勧告、必要な措置の命令ということが定められております。先日、京都新聞でも紹介されておりましたが、市議会としての提案として、今現在の条例では罰則がないということで、科料、罰則付きのポイ捨て禁止条例の制定に向けて、この犬のふんの放置も含めて検討されているというのが新聞報道でもなされておりました。

城陽市では、飼い犬のふん害の防止に関する条例ということで同様の規定を置き、命令違反には3万円以下の罰金ということで科されております。

犬のふんの放置防止について、南丹市では、特定できない場合ですけど、飼い主のマナーに訴えているのが現状というふうには理解しております。しかし、啓発だけではなかなか解決できない現状があります。抑止力となるような対策が必要と思いますが、市長にお伺いいたします。

**○議長（今面 不悖君）** 答弁を求めます。

西村市長。

**○市長（西村 良平君）** ちょうど私も犬を飼っております、今はもう亡くなりましたが、16年余り犬を飼っておりました。大型犬でして、出すふんも大きなふんでございましたけども、農村部では草刈りでひもを使った場合には、それがまともに当たりますと、自分のところのほうにも飛んでくるということで、かなり農村部ではそういう犬のふんについては他人に迷惑をかける、特に草刈りのときに大変問題になるということで、汚い話で済みませんが、そういうマナーも向上してきておるのは実態でございますが、どうしても鎖を持って散歩をさせているときに、大体、皆さん、袋とかはさみ火ばしのようなものをお持ちいただいておりますが、なかなかマナーが守られない点については、いましばらく啓発を進めていきたいと思っておりますし、議員のほうからも資料を見せていただきましたが、ひどい場合には自治会のほうでさつと該当するところに、自治会の協力をいただかなければなりません、マナーを守るための表示のプレートと申しますか、シートですね、そういうものもつukれないか、すぐ検討していきたいと思っておりますが、この苦情の状態が続くようでしたら、罰則規定を盛り込んだものも検討しなければならないと思っておりますが、今、直ちにというところまでは思っておりませんの

で、ご理解のほどよろしく願いいたします。

**○議長（今面 不倅君）** 答弁が終わりました。

山下議員。

**○議員（20番 山下 秋則君）** ありがとうございます。当面、啓発を続けていくということですが、条例がなくても、先ほど市長が少しおっしゃったように、抑止力を高めるということで、今、ちょっと簡単にご説明しますが、これは枚方市の例でございますが、枚方市は条例で罰則を設けておられますが、イエローカード作戦ということで、こういうようなカードを自治会や市民団体と一緒に取組まれております。地域内をパトロールをして、犬の放置を見つけたところに、こういったカードを道路面に張ったり置いたりしてつけられる。これを10日間ごとに一月まずやっていくということで、その間、置いたところのふんは片づけに、これをずっとやっていくと。1カ月終わったところで、一斉に全て回収すると。それを少なくとも3カ月はやっていくということで、要するに犬のふんを皆さん地域で見えますよと、地域の目がありますよということをお飼い主に気づいてもらうことで、抑止力を高めていこうとされております。

もう一つは、こういうポスターが、これは枚方市のホームページから誰でもダウンロードできます。こういうものをダウンロードして、被害に遭われた方とか、自分の家の前とかいろんなところでこれを張るということで、地域全体でそういったものを見ていこうと、抑止力を高めようという活動をされております。これはもちろん地域の協力も必要でございますが、こういうことを取り組みを進めていただくことについては、条例がなくてもかなり取り組みやすいかなというふうに思っておりますが、これについて、市長ですか、部長ですか、お尋ねしたいと思います。

**○議長（今面 不倅君）** 答弁を求めます。

西村市長。

**○市長（西村 良平君）** 今、具体的なまちの名前も教えていただきましたので、担当者にも、一度、詳しく問い合わせしながら参考にさせていただきたいというふうに思います。ありがとうございます。

**○議長（今面 不倅君）** 答弁が終わりました。

山下議員。

**○議員（20番 山下 秋則君）** 今回、取り上げました犬のふんの放置の問題、まだまだマナーということで捉えられている市民の方も多と思いますし、他の自治体を見ても、そういったふんの放置自体を規制する条例も少ない状況でございます。

昨日、八木議員の不法投棄の対策についての質問で、市長は、条例化についてもさまざまな意見もあると答弁されておりましたし、良識に期待して何度も何度も啓発していくということも必要ですが、しかし、一向に解決しない実態もあります。環境審議会にも諮っていきたいと、きのう、答弁をされておりましたので、この犬のふんの放置につきましても現状を酌み取り、行政の力で抑止力のある施策を講じていただくことを求め

て、この質問を終えます。

最後の質問ですが、余り時間がないので、最後までいけないかもしれません。特区の問題等でございます。

国からの事務権限の移譲や法令等による義務づけ、枠づけなどで、自治体が行政を進める上で支障となっている事項について、自治体からの提案を受けて、内閣府が中心となって関係省庁と調整して解決に向けて取り組む提案募集方式というのがあります。

制度が始まった平成26年から30年までの実績で、京都府で見れば、26市町村中23市町村が提案されているところがございますが、南丹市については、ちょっと今のところカウントがない状況でございます。

一方で、特区につきましては、区域を限定して法令等の規制を緩和し、地域の活性化を目指そうとするもので、構造改革特区、総合特区、そして今は国家戦略特区という形で展開されております。その国家戦略特区のトップランナーであります養父市、よくマスコミ等で取り上げられておりますが、現在、10項目の特区を活用されて活性化に取り組まれております。

そこで、市長にお尋ねいたします。

この提案募集制度や特区、特に国家戦略特区制度に対する市長の認識、そして庁内の取り組みにつきまして、簡単にご回答いただけたらうれしいと思います。

**○議長（今面 不悖君）** 答弁を求めます。

西村市長。

**○市長（西村 良平君）** 特区の取り組みについては、構造改革特区、この近辺では兵庫県の養父市の取り組みが大変有名でございます。特に農業分野でも大きな成果を上げておるといふふうに聞かせていただいておりますが、地方の発意で地域の課題を解決する地方分権改革提案募集方式については、平成26年より導入されて、国の制度改善等の提言を自治体などから提案して、国の制度の見直し等を行うものでございます。地域の課題を解決できる可能性のある手法として認識いたしておるところでございますが、今もございましたように、この制度についての庁内での情報の共有を図っておりますが、活用した庁内での提案は今のところないという実態でございます。

また、構造改革特区制度については、岩盤制度といいますなかなか突破できない制度の中で、実情に合わなくなった国の規制が、特に民間企業の経済活動や地方自治体の事業を妨げているということがあるということで、その実情に合わなくなった国の規制について、地域を限定して改革することにより、構造改革を進めていこうというものでございますが、地域を活性化させる可能性がある手法として、安倍政権での三本の矢、アベノミクスとあわせて、この特区制度については推進がなされてきておると認識させていただいております。

この制度についても情報共有を図っておるところでございますが、南丹市といたしましては、どぶろく特区の1件のみの活用となっておりますというのが今の実情でございます。

**○議長（今面 不悖君）** 答弁が終わりました。

山下議員。

**○議員（20番 山下 秋則君）** ありがとうございます。市長のほうからも養父市の農業を中心とした特区、活発なお話もございました。

私も、先般、養父市のシンポジウムに参加させていただく機会がございまして、いろいろ養父市のお話も聞かせていただいたところでございます。

そのほかに、これは特区ではございませんが、その提案制度の中で、提案制度は全国展開される事例でございますが、一昨日、私どもの議員、吉田議員のほうから紹介がありました病児保育において、看護師等の常時配置義務の緩和、これも提案制度で実現されたものでございますし、過疎地域で自家用有償運送でするときに、一緒に少量の貨物も運べますよというのも、提案制度で全国展開されておるところでございます。

また、もう一つは、コミュニティバスと路線バスの停留所の共有が可能ということで、これがすぐここに当てはまるかどうかはわかりませんが、南丹市の市役所の前にはぐるりんバスと民営さんのバス停が離れているというところでございますが、こういう提案制度の活用で、共同でバス停が可能になるというようなことで、こういう提案制度の実現はございます。

先ほど市長からございましたように、特区は国が定めた区域でございます。そこで規制改革を進めようということでございますが、南丹市の場合は、京都府が関西圏として特区指定を受けておりますので、その国家戦略特区を活用し、国へ規制緩和を提案したり、既に企画化されたさまざまな分野の改革メニューを活用できることになっております。

また、その提案募集は、先ほど言いましたように、自治体への事務、権限の移譲、法令による義務づけ、枠づけ、必置規制について支障となっている事項について、これは内閣府に直接提案できるものになっておりまして、提案を受けた内閣府が実現に向けて関係府省庁と調整する仕組みでございます。

自治体としては提案し、内閣府と連絡調整することだけで、あとは内閣府が中心となって対応してもらえるということで、特区に比べれば敷居が低く、非常に取り組みやすい制度を考えております。提案制度の場合、提案の実現、対応の割合は、平成30年度で89%という高い解決率になっているということでございます。

そこで、南丹市本市において、このまちづくり、地域活性化における課題において、こういった提案制度や特区の活用が可能な課題として市長がお考えになっていることはございますか。

**○議長（今面 不悖君）** 答弁を求めます。

西村市長。

**○市長（西村 良平君）** 現在、直面しております行政課題の解決に向けてと、具体的な解決に向けてというよりも、少し将来に向かっての方針をつくっていく上での法的な



障害などについては、念頭に置いた課題というのは幾つかあると考えております。

特に、観光分野におきましての新たな開発を行うとなると、さまざまな法律の規制がございます。私は以前から申しておりますが、美山の芦生の原生林の中のトロッコ列車の活用、トロッコ道の活用ができないかということを考えておりますが、少し調べますと、かなりの法律的な規制もございますし、また、地元の地権者なり、それから大学との調整も必要になりますし、そんなことで、この制度というのは、実際、どうなるかはわかりませんが、進めていくとなったら、大変有効な方法であるというふうに考えておりますし、また、農家レストランとか市街化調整区域でのいろんな事業を柔軟に進めていく上では、今のなかなか法的な調整区域での開発の規制、そういうものも大きく横たわっている課題でございますし、そういうことを解決するというのも、こういった制度を利用する中で取り組んでいけるものではないかと。

さらに、昨日も企業誘致の関係で、調整区域での開発に対しての特区制度の利用ができないかと。

えらい申しわけございません。以上でございます。

**○議員（20番 山下 秋則君）** ありがとうございます。またの機会にさせていただきます。

これで終わります。

**○議長（今面 不悖君）** 以上で、山下議員の一般質問を終わります。

ここで、暫時休憩をしたいと思います。

午前11時45分から再開したいと思いますので、よろしく願いいたします。

**午前11時30分休憩**

.....

**午前11時45分再開**

**○議長（今面 不悖君）** それでは休憩を解き、休憩前に引き続き会議を続行いたします。

次に、4番、野村健議員の発言を許します。

野村議員。

**○議員（4番 野村 健君）** 議席番号4番、日本共産党南丹市会議員団の野村健です。議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして、順次、質問をいたしたいと思います。去る9月の定例会は体調を崩して欠席いたしました。6月の質問以来でありまして、かなり長い期間を経たなという感じを、久しぶりだという感じをしております。既に同僚議員から質問もございまして、今回の一般質問最後の質問でございますので、重複する点はできるだけ省略してまいりたいというふうに思いますので、よろしく願い申し上げます。

初めに、環境対策について質問いたします。

第一に、太陽光発電施設の設置計画についてであります。

最近、園部町横田茶山の山林で太陽光発電施設を設置するため、事業者による関係地域への説明会が開催されました。この場所は2017年の春ごろに設置の動きがありまして、2017年6月議会で質問したところであります。しかし、当時、計画は立ち消えになりました。今回の計画は面積5ヘクタール余りで、発電容量1,950キロワット、工期は来年6月から12月の予定とされております。

これまで繰り返し要望してまいりました太陽光発電施設に関する条例が、去る9月の定例議会で制定されました。来年1月1日から施行となります。したがって、正式には1月以降、条例第4条の規定により、届け出前の事前協議がされるものと思っておりますけれども、まず、現時点でこの計画の主な内容について、把握されているかどうか答弁を求めます。

**○議長（今面 不悖君）** 答弁を求めます。

西村市長。

**○市長（西村 良平君）** 野村議員の質問にお答えさせていただきます。

横田での太陽光発電施設の現状、進捗状況についてお尋ねいただいております。

現在、事業主が建設に向けて、京都府、そして南丹市の関係部局に相談をいただいております。11月の中旬以降、関係する地域、区でございますが、地元の説明会を実施したと聞いております。計画の詳細についてまで承知しておりませんが、いずれにしても、建設するための法的な規制をクリアする必要があるということございまして、1ヘクタールを超えて森林を伐採して進めていくということであり、森林法に基づく林地開発手続も必要となってきます。許可権者である京都府とも適切に連携をとりながら対応してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

さらに、森林法だけでなく、さまざまな関係法令が関係してまいります。関係機関と連携を図りながら、今後も対応していきたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

**○議長（今面 不悖君）** 答弁が終わりました。

野村議員。

**○議員（4番 野村 健君）** 2点目は、事業者の資料を見ておりますと、かなり全国的にシステム工事をされているということであります。今、メガソーラーが全国的に相当多く設置されてきている中で、問題も相当各地で発生しているという現状を聞いております。したがって、どういう事業者なのかどうかというあたりも重要になってくるわけでありまして、この資料を見ておりますと、ただ一つ、一昨年、テクノシステム園部という施設が今回の事業者によって設置されているということでありまして、インターネット等でいろいろ調べましたが、どこに存在するのかがわからないわけで、説明をされた地域からも質問があったようですが、事業者からはその答えがないということも伺っております。

この点、もし把握されておりましたらお聞きしたいんですが、このテクノシステム園部という発電施設の発電容量は2,400キロワット、かなり大きな施設というふうに思うわけですが、この点について伺いたいと思います。

**○議長（今面 不悖君）** 弓削市民部長。

**○市民部長（弓削 雅裕君）** 野村議員のご質問にお答えいたします。

事業者が既に南丹市内で設置されている施設の関係でございますけれども、事業者のパンフレットによりますと、園部町口司におけます施設が記載されておるということを知っておるところでございます。

**○議長（今面 不悖君）** 答弁が終わりました。

野村議員。

**○議員（4番 野村 健君）** 口司の施設だということでありまして、以前、議会でも取り上げた経過がありますので、現地も了解しております。

3点目に伺いたいのは、条例施行後に計画される太陽光発電施設は届け出義務が発生します。先日も議論がありましたけれども、既に南丹市内でも多くの太陽光発電施設が運営されております。そんな中で、条例の附則にも規定されておりますけれども、既設の施設につきましても、維持管理、あるいは将来の廃止の際の問題等、対応などで条例で対応すべきであるというふうに思います。正確な数字が資料として見つかりませんでしたけれども、南丹市内で千二、三百の施設が既に稼働しているような資料もございました。数字の正確な資料はわかりません。そんな中で、きのうも若干説明がありましたけれども、地域の協力も得て、既存の施設については調査をして対応していくような説明でございましたけれども、その点、再度、伺っておきたいと思います。

**○議長（今面 不悖君）** 答弁を求めます。

弓削市民部長。

**○市民部長（弓削 雅裕君）** お答えいたします。

既存の太陽光発電施設への対応でございますけれども、昨日もお答えいたしましたとおり、資源エネルギー庁のほうから一定のデータの提供を受けて施設を把握いたしますとともに、区長さんにもお願いさせていただきまして、設置されている施設の所在地ですとか、もし事業者がわかれば事業者の状況、そして施設が壊れている等の状況とか危険な状況があれば、その点もご報告いただいで、優先的に対応しなければならぬものから対応していきたいというふうに考えておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

**○議長（今面 不悖君）** 答弁が終わりました。

野村議員。

**○議員（4番 野村 健君）** 先ほど言いましたように、1,350件ほどになると思います。そんな相当な施設でございますので、しっかり体制もとって調査し、把握いただくということが大事でなかろうかというふうに思います。

本年は幸い大きな災害もなかったわけですが、既に発電が始まっておりますJR園部駅南の小山東町並びに八木町室河原に設置されたメガソーラーについても、災害が非常に心配されておりました。そういう点で、来年度以降、どうなるのかという、そういう既設の施設についてもしっかり対応していただくことが重要であります。条例が施行されますので、これに基づいてしっかり対応いただきたいということを申し上げておきたいと思っております。

また、今後、必要であれば、問題提起等もさせていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくごお願い申し上げます。

加えて言うておきますが、地球温暖化や温室効果ガスの防止というのは、非常に、今、人類の生存に死活的な課題になっておまして、そういう意味では、太陽光発電など自然再生エネルギーの普及というのは緊急、重要な課題であります。そういう点で推進していく半面、市民生活や環境に問題がないということが必須条件でもあります。こういう観点でしっかりお願いしたいと思っておりますし、我々も対応したいと思っております。

第二の質問であるビニールごみの収集についてであります。

先月、年末のごみ収集の日程等のお知らせとあわせて、ビニール類の分別方法変更についてというお知らせのチラシが全戸配布されました。

これを見ておきますと、変更内容は、ビニール類として分別するのは廃プラマークの表示があるプラスチック製容器包装のみとして、ハンガーだとかバケツ、洗面器、歯ブラシ、CDやDVDなど、こういうものについては廃プラマークのないものですね、そしてマークがあっても、汚れたものについては可燃ごみとして排出するという内容であります。来年1月から3月まで試行して、4月以降、本格的な実施ということになります。

市民の皆さんからいろいろ声が届いておりますけれども、その辺を踏まえて質問していきたいと思うんですが、1点目は、このチラシを見ておきましても、なぜ分別を変更しなければならないのか説明がありません。理由がわからないという声が寄せられております。まず、変更が必要な原因、理由についてご説明を願いたいと思っております。

**○議長（今面 不倅君）** 答弁を求めます。

西村市長。

**○市長（西村 良平君）** お答えさせていただきます。

船井郡衛生管理組合では、従来、ビニール類のごみはカンポリサイクルプラザ株式会社で固形燃料（RPF）としてリサイクルに取り組んできました。しかしながら、事業者の撤退に伴いまして、今年度から容器包装リサイクル法、これは平成12年に施行された法律でございますが、それに基づきまして、ビニールごみをプラスチック製品としてリサイクルすると。そのために日本容器包装リサイクル協会に今日まで搬出を行ってまいりましたが、しかしながら、現在の家庭ごみの分別方法ではビニール類の中にリサイクルに不適合物となるものも多く混入しておるのが実態で、日本容器包装リサイクル協会

から大量に返却されてくると、そういった状況であり、再度、可燃ごみとして処理を行うため、経費が増大しておるとい実態がございます。

このような理由から、家庭ごみの分別方法を改正するという事になった次第でございます。令和2年4月から本格実施ではございますが、分別方法について、包装容器のプラマークなど意識的に見ていただく必要がございます。いきなりの分別変更では皆様に混乱を招くということで、試行期間として1月から3月までの間、市民の皆さんに取り組んでいただくようお願いするものでございます。その中でいろんな課題などを修正、解決しながら、本格実施に向けての取り組みを進めてまいりたいといった趣旨でございます。

以上でございます。

**○議長（今面 不悖君）** 答弁が終わりました。

野村議員。

**○議員（4番 野村 健君）** そういう説明が全く書いてありませんので、それとあわせて、年末年始のごみ収集の案内とあわせて配布されておりますので、片面しか見ておられないという方もかなりあるんです。私も区長を、今、させていただいておりますので、一旦、配ってもらいましたけども、各戸にこれをしっかりどこかに張って保存をするようにということでお願いした経過もありました。ほかの地域でもそういうことがあったのかどうか。いずれにしても、いかにこの内容について周知していくかということが重要であります。チラシ1枚の配布だけで説明会ないのかと、こういう声も寄せられました。

あわせて、1月から3月の試行期間、分別がまだ当然きちっとできないと思います。そういう場合には持ち帰っていただけるのかという、その辺の心配の声もありました。いかに排出をいただく皆さんに内容の変更を周知するのか、この点が非常に大事だと思います。

かつて、合併をする前、分別の変更があった際、当時、園部町でも環境推進委員会で責任者を初めとして各集落に出向いて説明会を開催いただいて、大変苦勞いただいたという経過もあるわけでありまして。一人一人がみずから出したものがどれが間違っているのかという、そういう体験を通じて身につけていくということが必要でありますし、そういう周知が大切だというように思いますので、この説明の手法についてどのようにお考えになっているのか伺いたいと思います。

**○議長（今面 不悖君）** 答弁を求めます。

弓削市民部長。

**○市民部長（弓削 雅裕君）** 野村議員のご質問にお答えいたします。

この回答に先立ちまして、先ほどの太陽光の件数の関係でございますけども、資源エネルギー庁のほうのデータでこちらがつかんでおりますのは、10キロワット以上に限っては400件というふうに考えておるところでございます。

それから、ただいまの分別方法の変更に伴う周知等の状況でございますけども、これまで船井郡衛生管理組合によりまして、今、議員から掲示のありましたチラシの全戸配布をされておるところでございます。

それから、南丹市におきましては環境美化推進委員様に通知をさせていただきまして、周知と協力の依頼をさせていただいたところですし、また、市のホームページのほうにも掲載いたしておるところでございます。

それから、今後の周知啓発の取り組みの予定でございますけども、広報なんたん2・3月号に掲載していきたいというふうに考えておりますのと、あとケーブルテレビの文字放送も行っていきたいと考えております。

それから、地域からの要望があれば、船井郡衛生管理組合とも連携して、出前講座などにも伺っていききたいというふうに考えております。

あと、南丹市としましては、船井郡衛生管理組合に対しまして、ごみの正しい分け方、出し方の冊子がございますけども、内容がかなり変わりますので、刷新をしていただくよう求めていきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

**○議長（今面 不倅君）** 答弁が終わりました。

野村議員。

**○議員（4番 野村 健君）** 今、説明の対応についてお聞きしたわけではありますが、基本的には推進委員さんを通じて各集落でということになるのかなと思います。ただ、それで3カ月の間にいかに周知ができるかという、その辺、心配をするところでありませう。

今もちょっと答弁の中でありましたけども、本年4月の改訂版が出されております。やっぱり見てわかりやすい表示、これはやっぱり高齢者を含めてしっかり周知をしていく上では大事だというふうに思いますんで、その点、できるだけ早く徹底ができるように、わかる資料を配布いただくことが重要ではないかというふうに思います。

2点目にお尋ねしたいのは、市民の負担がどうなるかということであります。

南丹市ではごみ袋の料金は、燃えるごみの場合、45リットル10枚で777円あります。他の自治体の状況も見ておりましたけども、ちなみに綾部市の場合は、同じ45リッター入りで308円、福知山では420円、亀岡では40リッターですが400円、こういう状況であります。

全国的にどうかということで、若干、紹介をしますと、完全に無料のところもあるんです。全国的に高いのが北海道で、10枚当たりで言いますと1,350円、帯広市です。それから、東京や北海道、神奈川、このあたりで900円という状況でありまして、700円台となりますと、全国で十数番目というのが実態なんです。どういう認識をされておるのかわかりませんが、全国的に見ても非常に高いというのが現状であります。

そのあたりで、私もこれまでごみ袋の料金がどういう積算、計算で決められておるのかというのを認識しておりませんでした。そのあたり、市民の皆さんにわかるような料金の決め方についての説明を願いたいというふうに思います。

**○議長（今面 不悖君）** 答弁を求めます。

西村市長。

**○市長（西村 良平君）** 現在のビニールごみの料金については、おっしゃっていただいておりますので、決して安いものではないというふうに認識しておりますが、船井郡衛生管理組合の中では、ごみの処理に係る経費を十分に算定しながら、結果的にこの金額をいただかないと運転ができないと、継続的、安定的にごみの処理の事業ができないということで算出された数字でございます。できるだけ上げないようということをお願いしておりますのでございますし、今回も、現在のところ、カンポリサイクルプラザから亀岡、あるいは京都市、さらには、来年4月からは別の民間の業者をお願いしていく中で、決して市民の負担が増にならないように抑えてほしいというお願いはしておりますのでございますし、今のところ、増減についての具体的な提示もございませんので、現状維持というふうに思っております。

**○議長（今面 不悖君）** 答弁を求めます。

弓削部長。

**○市民部長（弓削 雅裕君）** ごみ袋の単価につきましては、一部事務組合であります船井郡衛生管理組合、またその議会で決定されておるところでございます。

衛管におきましては、ごみ袋の単価につきまして、平成13年度に少し見直しをされて、収集経費の70%を基準に価格設定をされたというふうに聞いております。そして、基本的にはその後もこれを維持して消費税の導入、消費税の改定等の変更をされてきておるということでございます。

議員からご指摘のありましたとおり、他の自治体に比べて高い現状にはあると思っておりますが、この理由につきましては、収集エリアが広いということと聞いておるところでございます。

以上でございます。

**○議長（今面 不悖君）** 答弁が終わりました。

野村議員。

**○議員（4番 野村 健君）** いずれにしても、高齢者世帯や年金生活者の世帯が増加して、経済状況も決してよくはないわけであります。ただ、一部の声として聞いておりますのは、ビニールごみの半分程度が燃えるごみに移るのではないかと、これは正確に調査はできておりませんから確定的には言えませんが、そういう声もあわせて、燃えるごみ、この袋はビニールごみの袋45リッターで10枚で324円、これと比較しますと、2.4倍料金の差があるんですね。そういう点で負担がふえるのではないかと心配もされております。

また、このごみの出し方のパンフレットを見ておりますと、クリーンセンターに直接持ち込む場合に、総重量が50キロ以下の場合には手数料が無料であると、こういう記載もございます。ただし、それはなかなか遠くから持ち込むというのは大変な状況ですんで、近くの方で持ち込める方に限られるということでもありますので、今、答弁の中でも負担がふえないようにということがございましたけども、分別を変更するに当たっては、しっかりその必要性がわかるように説明するというと同時に、この機会に料金の引き下げについても検討をすべきではないかというふうに思います。重ねてこの点で伺っておきたいと思います。

**○議長（今面 不悖君）** 答弁を求めます。

西村市長。

**○市長（西村 良平君）** 船井郡衛生管理組合では、特にできるだけ負担が増加しないように、仕事内容についても人員の適切な配置、それから日常的に無駄な経費を使わないように、さらには、ごみの減量化に向けたいろんな働きかけも今日まで行ってきておりますし、そういった意味では、努力をいただいておりますのが実態ではございます。

そういった中で、直ちにごみ袋の引き下げということになりますと、市からの持ち出し負担もふえるわけでございますし、なかなか難しいと思いますが、初めに申し上げましたように、できるだけ節約をして、これ以上、上げないという姿勢で臨んで、お願いしていきたいというふうに思っておりますのでございます。

**○議長（今面 不悖君）** 答弁が終わりました。

野村議員。

**○議員（4番 野村 健君）** 先ほど、1月から3月の試行の期間の持ち帰りがどうかという点で答弁がなかったんで、その点、簡潔に願いたいと思いますが、あわせて、これまでも下水道料金とか介護保険料とかいろいろ質問した中で、地域が広い、あるいは介護保険ですと施設が多い、そういうことが説明、答弁があったわけですが、確かに地域が広いということはわかるんで、収集の手間というか、この関係では理解できるわけですが、やはり全国的な料金の状況を見ておりますと、農村地域広大な北海道が必ずしも高い、あるいは東京等の都市部が安い、そういうことでもないのが現状でありますんで、全国的な状況、先ほど言いましたように、高いほうだという、その辺をしっかり認識していただいて、料金の引き下げ努力をいただきたいということを申し上げたいと思います。

一点だけ、試行期間の持ち帰りの点。

**○議長（今面 不悖君）** 弓削市民部長。

**○市民部長（弓削 雅裕君）** お答えいたします。

試行期間における不適合物の対応でございますけども、試行期間でございますので、基本的には収集をさせていただくということでございます。ただ、各区に啓発なり徹底をお願いさせていただきたいとは考えております。



以上でございます。

**○議長（今面 不悖君）** 答弁が終わりました。

野村議員。

**○議員（4番 野村 健君）** それでは、次の質問に移ります。

3点目は、カンポリサイクルプラザ撤退に伴う一般廃棄物処理の今後の対応についてであります。先日、同僚議員から既に質問がありました。したがって、同じ内容の質問については省略したいと思います。

ただ、土壌調査、施設撤去、そして土地の譲渡、こういう取り組みが進んでいくわけですが、しっかりその点は進めていただくと同時に、全く将来に新しい施設をどうするかという、この点で見通しが無いわけです。亀岡市、あるいは福知山市の状況からも、広域的な対応の見通しが大変厳しいというのが、以前、市長から答弁ございました。

そういう点で、方向性をどうするかというあたりを探っていく、この点は同時並行でいくことも大事なかなというふうに思うわけで、一定の期間の中で状況の変化もあるのかなということは一方で考えられますけども、いずれにしても、新しい施設をどうしていくのか、並行的に検討いただくということが大事だというふうに思いますので、この点でご見解があれば伺いたいと思います。

**○議長（今面 不悖君）** 答弁を求めます。

西村市長。

**○市長（西村 良平君）** ごみの処理施設というのはどこの市町村でも大変大きな経費を費やして建てられておるのが実情でございます。そういった中で、南部では城南衛管、宇治市や城陽市や多くの自治体が共同で大きな施設をつくって、市町村が財源を持ち寄りながら共同で事業をしていただいておりますし、本市の場合も、船井郡衛生管理組合、南丹・京丹波単独で設置をするというのは大変厳しい状況の中で、そういう先進的な事例もございますので、かねがね京都府にも相談に行っておるのが実情でございますが、今のところ、府のほうから長期的な指導の考え方、観点は何も出てきておらないのが実情でございます。

京丹波、亀岡と定期的な話し合いの中で、亀岡もいずれ炉は古くなるということで、亀岡市にとっても将来的には大きな課題を抱えることになりまして、そういった意味では、これから広域化をしていく大切な取り組みになってくるというふうに思っておるのが一つでございます。

それからもう一つは、ごみの焼却は従来の全て燃やすということから、できるだけ燃やさない、いろんなバクテリアの力などもかりながら、燃やさずに、できれば熱、あるいは発生ガスから生じる有用なガスを使っての発電とか、エネルギーを回収する方向も国も大きくかじを切ってきておるところでございますし、本市では平成29年から令和元年にかけて船井郡衛生管理組合が取り組んできております地域循環圏エコタウン低炭

素化促進事業、これは家庭ごみから出る生ごみを資源に、ハイブリッド型バイオガス化施設を南丹市、京丹波町に導入を検討する事業として実験的に行ってきたところでございます。ハイブリッド型というのは、バクテリアの力と、そして最終的には残渣が残りますので、それは小さな焼却炉をつくって燃やしていくということで、二つの機能を合わせたものでございますが、そういうものが将来できないかと。そこにはクボタという非常に大きな会社も参画して実験事業に取り組んでいただいておりますので、これから全国の事例なども、クボタだけじゃなくて、研究しながら、どういう施設を将来考えていったらいいか、あるいはどういうエリアで広域的に取り組んでいったらいいのかということについては、引き続いて研究してまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

**○議長（今面 不倅君）** 答弁が終わりました。

野村議員。

**○議員（4番 野村 健君）** 時間がなくなってまいりましたので、防災対策について通告をしておりますけれども、昨年の災害の復旧状況等については、大変恐縮ですが、割愛させていただきたいと思っております。

防災の関係で一点だけお答えいただきたいのは、3月議会でダムの事前放水とともに監視カメラの増設について質問いたしまして、本年度の予算で2基増設が計画されております。この具体的な計画について、答弁を願いたいと思っております。

**○議長（今面 不倅君）** 答弁を求めます。

國府部長。

**○危機管理監兼支所担当部長（國府 博美君）** それでは、野村議員のご質問に答弁申し上げます。

災害の際にいろいろと市のほうからも情報を流させていただいております。しかしながら、災害情報の受けとめ方と伝達の仕方のギャップがあるというようなことで、これが住民みずからの避難行動に結びつかないということで、河川の状況を簡潔にリアルに確認できる監視カメラは有用ということで、予算化させていただいたところでございます。

京都府のほうでも簡易型のカメラの増設なり、また、危機管理水位計の設置ということで、この3カ年で府管理河川で管理水位計を120台設置する計画もございましたので、幅広く情報を得るためには、重複しないところを選定しなきゃならないということもございました。

京都府さんとも行政懇談会の場等を通じていろいろ確認させていただく中で、ようやく向こうの計画も確定してきたということで、私どものほうも場所の選定というようなことで、具体的には園部川横田地内、黒田地内、それから桂川の関係で船岡地内で、今、最終の決定に向けまして調査等を行っておるところでございます。

以上です。

○議長（今面 不悖君） 答弁が終わりました。

野村議員。

○議員（４番 野村 健君） 園部川が横田でしたか、黒田でしたか、再度、願います。

○議長（今面 不悖君） 國府危機管理監。

○危機管理監兼支所担当部長（國府 博美君） それでは、答弁申し上げます。

場所的には横田地内に入る区域でございます。

○議長（今面 不悖君） 答弁が終わりました。

野村議員。

○議員（４番 野村 健君） 最後に、獣害対策の関係であります、これも昨日、同僚議員から質問がありました。その中で処理施設について、焼却施設ではなくて減容施設との答弁でありまして、きょうも京都新聞で報道がされております。場所、運搬方法については検討しているというお話でございましたけども、処理能力等の規模あたりはどの程度の規模でお考えになっておられるのか、可能なら答弁願いたいと思いますが。

○議長（今面 不悖君） 答弁を求めます。

國府農林商工部長。

○農林商工部長（國府 栄彦君） 議員のご質問にお答えしたいと思いますけども、シカでしたら一応６頭ぐらひは一度に処理できるようなことを今のところは考えている、そういう状況でございます。ちょっと詳しいところまではまだ決めておりませんので、それにつきましても、猟友会さんのほうと調整、相談しながら考えていきたい、検討していきたいというふうに思っておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（今面 不悖君） 答弁が終わりました。

野村議員。

○議員（４番 野村 健君） 検討中ということでございますので、来年度、しっかり一つのスタートとして処理施設が稼働できますように対応願いたいと思います。

また、サルにつきましても、この冬の時期に集団捕獲の計画であります。場所等を余り詳しく聞きますと、静かなところで捕獲できるようにしなければなりませんので、場所等については結構ですけれども、可能なら、大体いつごろからいつごろまでの時期を予定されておられるのか、あわせてお願いしたいと思います。

○議長（今面 不悖君） 答弁を求めます。

國府農林商工部長。

○農林商工部長（國府 栄彦君） ご質問にお答えいたします。

サルの捕獲おりの関係は、今年度、ICT関係のおりを設置するんですけども、実はあした金曜日、園部の南八田のほうで設置する予定でございます。

以上でございます。

○議長（今面 不悖君） 答弁が終わりました。

野村議員。

**○議員（４番 野村 健君）** それでは、予定の時間が来ましたので、以上で一般質問を終わります。

ありがとうございました。

**○議長（今面 不悖君）** 以上で、野村健議員の一般質問を終わります。

西村市長。

**○市長（西村 良平君）** 申しわけございません。今議会につきましては、私、風邪を引いて、大変せき込んだり、お聞き苦しく、また、発言の途中でせきが出そうでちょっと言葉が出にくかったりということで、皆様方には大変ご迷惑をおかけいたしました。健康管理も仕事のうちでございます。これからしっかり健康管理に努めて、ご迷惑をかけないようにしたいと思います。大変失礼いたしました。

以上でございます。

**○議長（今面 不悖君）** ここで、休憩といたします。

午後１時３０分から再開したいと思いますので、よろしく願いいたします。

**午後 ０時３０分休憩**

.....  
**午後 １時３０分再開**

**○議長（今面 不悖君）** それでは休憩を解き、休憩前に引き続き会議を続行いたします。

通告のありました一般質問は終わりました。

-----  
**日程第２ 議案第８７号から議案第１１８号まで**

**○議長（今面 不悖君）** 次に、日程第２「議案第８７号から議案第１１８号まで」を一括して議題といたします。

これより、質疑に入ります。

通告に基づき、発言を許します。

１番、塩貝孝之議員の発言を許します。

塩貝孝之議員。

**○議員（１番 塩貝 孝之君）** 議席番号１番、新風会、塩貝孝之でございます。議長の許可を得ましたので、通告に従い付託前質疑を行います。

議案第１１２号、令和元年度南丹市一般会計補正予算（第３号）について、付託前の質疑を行います。

補正予算の必要性及び妥当性ということで通告させていただいておるんですけども、そもそも補正予算とは、年度当初に予見できなかった事案について予算の増減を行う行為であると考えております。

事業内容を見てもみると、喫緊に予算の組み替えをしなくてもよいのではと見受けら

れる部分もあります。補正予算を組むに当たり、根本的な考えと、次に示します事業について、緊急性並びに予見することはできなかったのかを伺いたいと思います。

環境計画推進事業、これはエコバッグの件でございます。二つ目に、公設民営診療所施設管理助成事業、これは美山診療所への助成金の件でございますが、この件について、緊急性と予見不可能であったのかということについて、市長にお伺いします。

**○議長（今面 不悖君）** 答弁を求めます。

西村市長。

**○市長（西村 良平君）** それでは、お答えいたします。

補正予算につきましては、地方自治法第218条第1項で「普通地方公共団体の長は、予算の調整後に生じた事由に基づいて、既定の予算に追加その他変更を加える必要が生じたときは、補正予算を調整し、これを議会に提出することができる。」このように記されております。

予算は一会計年度間の歳入歳出を網羅することが基本でございますが、当初予算の編成は1月から2月にかけて実施しますので、その時点では未確定要素がある経費もございます。それら確定に伴う経費や法律の改正や経済の変動、災害発生など、調整後に生じる事由に対処するため、年度途中で予算の補正をお願いしてきたところでございます。

その理由については、緊急性が必要と必ずしもされておりませんし、特に説明が必要なものについては、議員にもお配りしております12月補正予算の概要の主要事項説明書の中でも説明を加えておるところです。その必要性、妥当性においては、各常任委員会で審議をいただけるものと考えておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

**○議長（今面 不悖君）** 答弁が終わりました。

塩貝孝之議員。

**○議員（1番 塩貝 孝之君）** 今、市長がおっしゃられたように、各常任委員会に付託を行うとされるわけですから、中身の部分については十分委員会に検討いただいたらいいかと思うんですけども、大まかなところで心配しますのは、公設民営診療所施設管理助成事業というところで、市長は直営方針を打ち出しておられます、まだ決定事項ではないにしろ。その中で大幅な予算組みを変えていかなあかんというのは、今後、直営になったときに、なかなか予算組みというところが心配するところでありましたので、ここについて予見性はいかかなものであったのかなというような意味合いを込めて質問させていただきました。

それと、環境計画推進事業でエコバッグのところなんですけども、これは先般行われました子ども議会のとときに出てきた意見をもとに、今回、予算組みをされとるわけなんですけども、エコバッグをつくることによって、僕は環境を逆に壊してしまうようなこともあるんじゃないかなというような思いがございまして。これについては、委員会でもゆっくりやってみたらいいかと思うんですけども、エコをうたうがゆえに環境を破壊す

るようなことがあっては本末転倒であろうかと思ひますし、子ども議会で出たがゆえに、逆にしっかりと検討して、3月の当初予算に組み込むべきであったのではないかなというところでご質問申し上げました。

詳しくは各委員会に任せますので、質問は以上とさせていただきます。ありがとうございます。

**○議長（今面 不倅君）** 以上で、塩貝孝之議員の質疑は終わりました。

他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（今面 不倅君）** 特に質疑ないようでございます。

質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております日程第2、議案第87号から議案第118号までは、配付の議案付託表（その1）のとおり、それぞれ所管の常任委員会へ付託いたします。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、12月20日午前10時より再開いたします。

本日は、これにて散会いたします。

ご苦労さまでございました。

**午後 1時36分散会**

---